

## PL Report <2014 No.12>

### 国内の PL 関連情報

東京都福祉保健局が、無症状病原体保有者調査結果（平成 26 年 1 月～12 月）を公表

（2015 年 1 月 29 日 東京都福祉保健局ホームページ）

東京都福祉保健局は、1 月 29 日、「平成 26 年 東京都保菌者検索事業実施結果速報」をホームページで公表した※<sup>1</sup>。

都内の食品取扱従事者約 6 万人を対象にした本調査において、O157 などの腸管出血性大腸菌及びサルモネラの無症状病原体保有者※<sup>2</sup>と断定された人数は、それぞれ、42 名と 45 名であった。腸管出血性大腸菌及びサルモネラは、感染力が強く、散発型集団発生食中毒の原因とされている。食中毒の未然防止、散発型集団発生食中毒の早期発見及び原因究明を図ることを目的に、平成 22 年以降、本調査は毎年実施されている。

#### ■ 腸管出血性大腸菌及びサルモネラの無症状病原体保有者の人数の推移

| 菌 種      | H22  | H23  | H24  | H25  | H26  |
|----------|------|------|------|------|------|
| 腸管出血性大腸菌 | 60 名 | 35 名 | 19 名 | 26 名 | 42 名 |
| サルモネラ    | 62 名 | 58 名 | 34 名 | 49 名 | 45 名 |

（各年 1 月～12 月）

上表は、公表データを基にインターリスク総研にて作成

※1：公表 URL：

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/hokinsya/h26\\_hokinsokuhou.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/hokinsya/h26_hokinsokuhou.html)

※2：無症状病原体保有者：

検便等により菌を保有していることが確認されているが、菌による症状を呈していない者。健康保菌者、不顕性感染ともいわれる。

### ここがポイント

本調査の結果から、食品取扱従事者のうち腸管出血性大腸菌またはサルモネラの無症状病原体保有者が一定数いることがわかります。また、本調査では対象にしていますが、ノロウイルスや黄色ブドウ球菌等、その他の微生物に対しても無症状病原体保有者がいることが知られています。

カット野菜等に 10 日間にわたり腸管出血性大腸菌が付着したことによる食中毒や、従業員の健康状態のセルフチェックや検便を実施していたにもかかわらず、パンにノロウイルスが付着したことによる食中毒など、過去に発生した事故事例において、無症状病原体保有者の関与が疑われているものは少なくありません。

食品関連企業においては、無症状病原体保有者が自覚のないまま食品製造に携わるることによる有害微生物の二次汚染の恐れに留意が必要です。すでに各企業では、従業員への衛生教育や検便による早期発見により二次汚染の未然防止を図っていますが、無症状病原体保有者が一定数いることを踏まえれば、そのことを前提にした管理手法の導入や見直しが望まれます。

その際、従業員・原材料・作業環境由来や工程由来による有害微生物の一次汚染に対するリスク低減のための一般衛生管理や HACCP 手法（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析および必須管理点）の導入や見直しが有効です。

以下に、それらを踏まえた二次汚染リスクの低減化に向けた取組み例を示します。

①二次汚染を想定した一般的衛生管理の策定（管理箇所の特定と管理手段の決定）

厚生労働省策定の「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」やその他の食品衛生規範等<sup>※3</sup>の各要求事項に対して、従業員に由来する二次汚染が該当する場合、リスクシナリオを想定した上、管理箇所を特定し、管理手段を決定する。

※3：その他の食品衛生規範（例）

- ・厚生労働省策定「セントラルキッチン／カミサリー・システムの衛生規範」
- ・コーデックス委員会策定「食品衛生の一般的原则」
- ・専門委員会 ISO/TC34 ほか策定「ISO/TS22002-1:2009（食品安全のための前提条件プログラム 第1部：食品製造）」

[厚生労働省策定ガイドラインの要求事項に対する一般的衛生管理の策定例]

| 内 容     | 詳 細                                 |
|---------|-------------------------------------|
| 要求事項    | 便所は常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。          |
| リスクシナリオ | 無症状病原体保有者がトイレ使用時に触れた箇所に細菌やウイルスが付着し… |
| 管理箇所    | 便器／水洗コック／個室ドアノブ／水道蛇口／…              |
| 管理手段    | 半日毎に管理箇所を洗浄・消毒し、実施者がチェックリストに…       |

②HACCP 手法による二次汚染した食品の排除

- i) 危害分析による二次汚染に対する排除可能な工程（CCP：必須管理点）の特定  
包装資材を含めた原材料が最終食品に至るまでの工程図（フローダイアグラム）を作成し、従業員に由来する二次汚染を想定した上で、有害微生物を最終製品の段階で確実に除菌／殺菌できる工程を特定する。
- ii) CCP の管理  
除菌のための薬剤濃度や、殺菌のための加熱温度／時間を科学的根拠に基づき明確にした上で、いつ、だれが、どのようにデータを記録するのか、また逸脱した場合の処置方法等を規定（CCP 管理表を作成）する。

## 注ぎ口の笛部が溶けたやかん

（2015 年 1 月 26 日 国民生活センター）

国民生活センターは、1 月 26 日付の報道発表資料＜相談解決のためのテストから No.82＞により、消費者から依頼のあった「やかんの注ぎ口について笛部が溶けた原因の調査」についてのテスト結果を公表した。

調査の対象となったのは、やかんが沸騰したこと告げるために注ぎ口先端に取り付けられている樹脂製の笛で、事故製品は笛部周辺の樹脂が溶けて脱落している状態であったという。

テストの結果、

- ・笛の樹脂は、製品の梱包に表示されている通りの耐熱性があること
- ・注意書き通りの使用方法に沿って、コンロの炎がやかんの底面からはみ出さないように加減

して沸騰させてやかんの温度を測定したところ、笛部周辺の温度が耐熱温度に達することではなく、訴えの様な笛部の脱落は発生しなかったことが確認された。このため、笛の溶融・脱落は、コンロの炎がやかんの底部から大きくはみ出すなどの状況で使われたことが原因と判断した。

同センターでは、このテスト結果を依頼者に説明し了解を得るとともに、消費者に対して「やかんをコンロに掛ける際は、底部から炎がはみ出さないように調節する、また、隣接するコンロの炎が樹脂部に当たらないようにコンロに置く向きを調整すること」の注意喚起を行った。

### ここがポイント

本件では、笛部の溶融・脱落の原因が、製品起因ではなく、コンロの炎がやかんの底部から大きくはみ出すなどの状況で使われたことによるものであると結論付けられています。

一方、調理中にコンロの炎が鍋などの調理器具の底からはみ出すことによる事故は、これまでも報告されています。例えば、2014年4月24日付の製品評価技術基盤機構のニュースリリース「新生活スタート、台所用品などによる事故の防止」によれば、平成20年度～24年度の5年間に鍋の取っ手が過熱したり外れるなどで33件の人的被害（1件は重傷）の発生が報告されています。また、同機構が2014年9月8日に公表した、注意喚起リーフレット「高齢者に多いこんな事故」では、調理中に衣服に火が燃え移ることで火災が発生し、死亡事故に至った例が紹介されています。

このような事故発生の背景には、消費者が、実際に見える炎の外側に肉眼では見えない高温部が広がっている、という炎の性質を知らないことや、高齢者においては、老人性白内障等の視力障害により青い炎が見えにくくなっている等の理由により、調理中には使用者が認識している以上に大きな炎が発生している可能性があることが考えられます。

調理器具の選択とコンロの炎の大きさの判断・調整は使用者により行われるため、事故防止の責任の一端は使用者に委ねられることになります。しかし、上記の様に一般消費者の知識には限度があり、また加齢による注意力・運動能力の衰えは避けられません。調理器具とガス燃焼機器に関わる事業者は、上述のような事故情報も参考に、相互の協力により本質安全、保護手段および使用上の情報提供のそれぞれ段階でのリスク低減策を検討し、より一層の事故防止に努める必要があるでしょう。

## **消費者安全調査委員会 子どもによる医薬品誤飲事故 経過報告**

(2014年12月19日 消費者安全調査委員会)

2014年12月19日、消費者安全調査委員会は、子どもによる医薬品誤飲事故に関する調査結果をまとめた「消費者安全法第31条第3項に基づく経過報告」を公表した。

本調査は、平成18年以降、5歳以下の子どもの医薬品等の誤飲事故の件数が増加傾向にあることを受けて行われたもの。

報告書によると誤飲事故の96.5%が自宅で発生し、その多くが服用の為テーブルなどの上に薬を置いていたことが分かった。一方で、薬の誤飲に関する消費者の認知度は低く、処方時に誤飲の説明を受けた割合は約40%にとどまり、誤飲事故を経験した保護者に限定すると、子どもによる医薬品誤飲事故が発生していることを「知らなかった」との回答は64.9%であった。

消費者安全調査委員会は、調査結果から子どもの誤飲を防ぐために、保護者等への注意喚起により家庭での適切な薬の管理を促すことが、誤飲のリスクの低減に有効であるとしたうえで、さらに包装容器改良面での対策の検討が必要であると提言している。

本報告書を受けて、消費者庁は、即日ニュースリリース「子どもによる医薬品の誤飲事故に注意！」を発行し消費者に注意を促した。厚生労働省も12月24日「子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策の徹底について」を発行し、医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底を依頼した。

## ここがポイント

本報告によると、子どもの医薬品の誤飲事故の原因の多くは、保護者における管理不足にあり、その背景には、保護者における医薬品の誤飲リスクの認識不足が大きな要因の一つと指摘されています。

保護者における誤飲リスクの認識不足の実態を受けて、行政や薬剤の流通過程である医療機関や薬局などでは、医薬品の誤飲事故に関する情報提供を行っています。

薬品製造事業者においても、自主的にさまざまな医薬品誤飲事故対策を実施していますが、事故が増加している事実から、さらなる対策が求められています。

例えば、一部子どもの医薬品において対策を実施しているチャイルドレジスタンス等の誤飲防止対策をはじめ、子どもの行動特性を考慮したパッケージングの工夫や、誤飲の注意喚起としかるべき保管の必要性を訴求するための書面を追加で差し入れるなどは、効果的な対策といえるでしょう。

企業においては、子どもの誤飲防止に向けた各種対策の効果検証を常に行い、より効果的な手段を検討し、実行していくことが望まれます。

## 海外の PL 関連情報

### 米国不法行為法改革基金が訴訟環境の州別ランキングを発表

米国不法改革法改革基金（American Tort Reform Foundation: ATRF）は、12月16日、不法行為法に関わる訴訟環境の良し悪しについて、主として被告企業の立場から、州・地区別にランク付けした報告書<sup>※</sup>を公表した。

ATRF は、不法行為法改革の一環として、米国各州・各地域別に法環境を評価しているが、2002年以降、毎年、当該年度の動向を反映した報告書を公表している。

評価は ATRF のメンバー企業内の弁護士や訴訟関係に詳しい企業経営者からの情報のほか、公表された裁判記録等に基づいており、主として訴訟の被告となる企業の立場から、米国内の訴訟環境の悪い州・地域を評価し、ランキングしたものである。

※ 2014-2015 Judicial Hellholes

<http://www.judicialhellholes.org/wp-content/uploads/2014/12/JudicialHellholes-2014.pdf>

## ここがポイント

米国では、製造物責任を含む不法行為については各々の州法で訴訟が進められ、欠陥の定義や懲罰的賠償責任の規定なども州法により差異があり、訴訟環境が大きく異なってきます。どの州を裁判地として訴訟が行われるかにより結果も異なることが、このような調査の背景となっています。

同報告書では、2014 年中の会員企業や裁判記録の調査等を踏まえ、被告企業側にとって不法行為法環境の悪い州・地区を「魔の裁判地（Judicial Hellholes）」と称し、以下の州・地区をあげています。

【魔の裁判地（Judicial Hellholes）2014-2015）】

1. ニューヨーク市（特にアスベスト訴訟に関して）
2. カリフォルニア州
3. ウェストバージニア州（最高裁）
4. フロリダ州（最高裁）
5. イリノイ州マディソン郡
6. ミズーリ州（最高裁）
7. ルイジアナ州

また、魔の裁判地に続き警戒を要する州・地区として、以下をあげています。

【警戒リスト（Watch List）2014-2015】

1. ニュージャージー州アトランティック郡
2. ミシシッピ州北西部
3. モンタナ州
4. ネバダ州
5. バージニア州ニューポートニューズ地区
6. ペンシルバニア州フラデルフィア

魔の裁判地とされた最大の要因は判事の質であるとし、魔の裁判地では、法的な公正さや企業の過失の有無よりも、とにかく企業の犠牲のもとで効率的な解決を図ることが優先される傾向があるとしています。

ミズーリ州以外は、昨年版においても魔の裁判地としてあげられており、被告企業側にとって法環境の悪い州や地域はある程度固定化してきているようにも見えます。

一方、ミズーリ州のランクイン、予備軍としての「警戒リスト」の公表からもわかるとおり、今後も訴訟環境の変化は考えられます。前述の通り裁判地の法環境は裁判の結果を左右する重要な要素の一つであり、最新状況を把握しておくことが重要となります。

## CPSC とアリババが消費者製品安全に関する共同取組に合意

CPSC（米国消費者製品安全委員会）は、1月13日、世界最大のオンラインショッピングモールを運営する中国企業、アリババグループ（Alibaba Group Holding Limited、以下「アリババ」）との間で、リコール製品を含め危険性や違法性のある中国製の玩具等が米国へ輸入されることを防ぐための措置をとることに合意した旨を公表<sup>※</sup>した。

合意のもとで、アリババは CPSC がアリババと直接連絡できる通信手段を設けるほか、アリババの電子商取引のプラットフォーム上で、米国のバイヤーが違法製品やリコール製品などの CPSC が指定する危険製品にアクセスできないようにする措置をとる。また、アリババは、自社の B to B（業者間）プラットフォーム上で、米国内の輸入業者等がリスクの高い消費者用製品に関する米国の製品安全基準を参照できるようにし、CPSC の製品安全基準の周知徹底に協力する。

※：Online Commerce Company Alibaba Group and CPSC Working Together On Consumer Safety

<http://www.cpsc.gov/onsafety/2015/01/online-commerce-company-alibaba-group-and-cpsc-working-together-on-consumer-safety/>

### ここがポイント

昨今、CPSC は、オンラインサイトを中心にリコール製品等の違法製品が販売されていることを問題視し、事業計画等の中でもオンラインショッピングサイトに対する監視強化等を掲げています。

ニューヨークタイムズ等の報道によれば、CPSC はアリババに対し、米国でリコール対象となっている子どもの誤飲リスクのある小型磁石を使った製品など、排除すべき優先順位の高い 5～15 の危険製品リストを提供し排除を求め、今後対象を順次拡大していく見込です。

規模の大きいオンラインショッピングサイトの多くは、アリババ同様にモール型であり、仲介者であるモール運営会社には CPSC による規制が及ばない一方、モール上で製品を販売する業者（外国所在の場合も多い）の多くは、CPSC として危険製品の販売を規制・監視すべき対象という課題があります。

今回の取組は、CPSC としてオンラインモール運営会社の協力を得つつ、モール上で製品を販売する輸入業者等のバイヤーに規制や監視の網をかけ、危険製品を排除していくための措置と考えられ、今回のような取組を他のオンラインショッピングサイトにも拡大していく旨を CPSC は述べています。

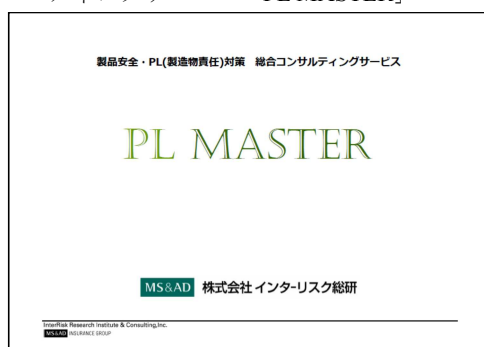
一方、CPSC はリコールを実施中の事業者に対し、指定フォームによる月次での進捗報告を求めています。最近、この指定フォームを一部変更し、リコール実施企業自らオンライン上で自社のリコール製品が販売されていないかどうか確認し、その結果と対応措置について報告させる項目の追加も行っています。

CPSC のこれらの対応は、リコールを行う製造・販売事業者に対する直接的な指導強化とオンラインプラットフォーム運営会社へのアプローチの両面から、オンライン上での危険製品を排除するための新たな試みといえ、危険製品排除に対する CPSC の強い意志の表れとして今後もその動向が注目されます。

## インターリスク総研の製品安全・PL関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」



「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。  
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2015